

質問事項

○資産圧縮や債務縮減に向けた地方公共団体の取組みの自由度拡大について

〔問題意識〕

地方財政の健全化が課題となる中、地方公共団体は資産圧縮や債務縮減に取り組んでおり、信託設定（証券化）や資産売却（リースバックを含む。）はそのための有効な方策と考えられるところである。

しかしながら、地方公共団体等からは、信託目的が限定されているため建物の管理、処分のみを目的とした信託ができない、信託の受益者が限定されているためSPCを受益者とする信託ができない、リースバック方式を活用しようとする場合に、行政機能を維持したまま施設売却することができない等の問題が指摘されている。

当会議としては、簡素で効率的な地方行政を実現する観点から、これら規制を緩和し、資産圧縮や債務縮減に向けた地方公共団体の取組みの自由度を拡大する必要があるものと考えているところである。

〔質 問〕

- （１）地方公共団体が保有する普通財産の信託については、信託目的が「信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地（その土地の定着物を含む。）の管理又は処分を行うこと」に限定されている（地方自治法施行令第169条の6第1項）。国有財産法において既に認められているように、地方自治法上も建物の管理又は処分のみを目的とした信託設定を可能とすべきものとするが、貴省の見解如何。
- （２）地方公共団体が保有する普通財産の信託については、受益者が地方公共団体に限定されている（地方自治法第238条の5第2項・第3項）。当会議としては、地方自治法上SPCを受益者とする信託設定を可能とすべきものとするが、貴省の見解如何。
- （３）国有財産である行政財産においては、行政機能を維持したまま用途廃止のうえ普通財産とすることが認められているが、地方公共団体が保有する行政財産については、行政機能を維持したまま用途廃止のうえ普通財産とすることは認められていない。地方公共団体が資産売却を推進するためには、地方公共団体が保有する行政財産を、行政機能を維持したまま普通財産とすることも認めるべきと考えるが、貴省の見解如何。

以 上